

目指すべき姿

障害を理由とした不当な差別や虐待のない、障害のあるかたもないかたも互いに尊重し、共生できる社会づくりを目指します。

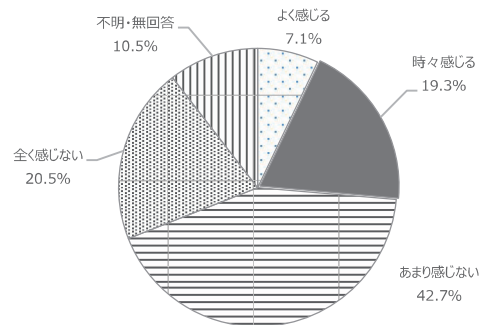
また、障害により判断能力が不十分で法的な対応が必要なかたが、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度などの取組みを推進していきます。

【現状と課題】

障害のあるかたの権利擁護については、平成26年の障害者権利条約の批准や、平成28年の障害者差別解消法の施行、令和3年の障害者差別解消法の改正などにより、本区においても積極的に取り組んでいます。

しかし、令和4年度のアンケート調査の結果をみると、障害者に対する差別を「よく感じる」「時々感じる」かたがあわせて約26.4%と、おおむね4人に1人が差別を感じていると回答しています。

＜障害者に対する差別＞



(N=2,140)

取組方針1 障害者の権利を守る取組みの充実

障害を理由とした不当な差別や虐待を解消するため、本区では相談体制の整備や法の周知を図ってきました。今後も、相談事例の分析、当事者ヒアリングなどを行い、取組みをさらに充実させていくとともに、区民や民間事業所への周知を進めていきます。

〈主な取組み事業〉

- 障害を理由とする差別の解消に関する取組み
- 障害者虐待防止対策支援事業
(障害者虐待防止研修事業、通報窓口の設置など)
- 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」の運営
(豊島区民社会福祉協議会)
- 豊島区障害者権利擁護協議会の運営

誰もが共生する社会を目指して制定しました

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

平成30年10月1日施行

ポイント

- 1 「合理的配慮の提供」の義務化
- 2 紛争解決の仕組みの整備
- 3 広域支援相談員の設置

1 「合理的配慮の提供」を義務化します

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

不当な差別的取扱いは？

正当な理由がないのに、障害があることで、サービスの提供を拒否したり、提供場所や時間等を制限したりすることなどをいいます。

合理的配慮の提供とは？

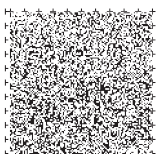
障害者から、手助けや必要な配慮についての意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で、対応に基づいて、必要かつ合理的な対応をすることを行います。

つまり、民間事業者も「合理的配慮の提供」を行わなければならない。

	障害者差別解消法	東京都条例
行政機関	行政機関	行政機関・民間事業者
合理的配慮の提供	義務	義務
差別の禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	努力義務	義務

東京都福祉保健局

【東京都障害者差別解消条例リーフレット】



取組方針2 成年後見制度の普及・啓発および利用促進

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではないかたの日常生活を法律的に支援する制度のことです。お金の管理ができなくなったり、障害のある子どもの今後が不安なときなどに、成年後見人などが財産の管理を行うとともに本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取ることなどにより、本人の生活や権利を守ります。

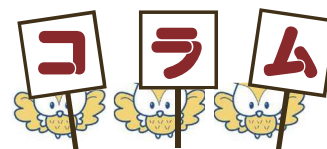
本区では、成年後見制度の利用促進を図るため、豊島区民社会福祉協議会が運営する福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」を地域連携ネットワークの中核機関として設置しています。

「サポートとしま」では成年後見制度の普及・啓発のほか後見人の支援および地域連携や対応力の強化を推進することにより利用の促進を図っています。

〈主な取組み事業〉

- 「サポートとしま」との連携強化
- 成年後見制度利用支援

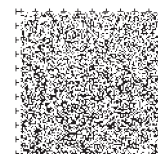
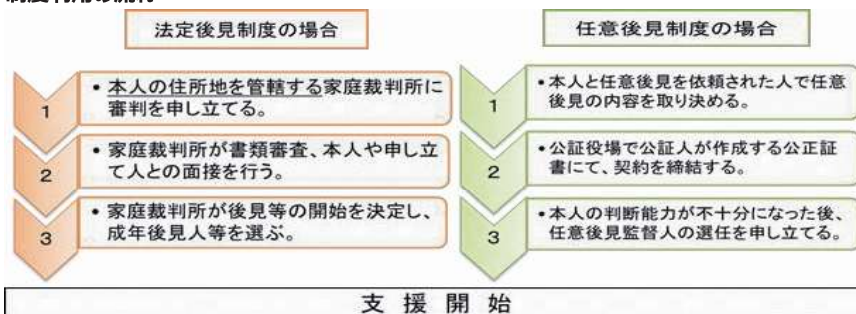
成年後見制度とは



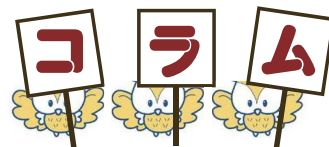
判断能力が十分でないかたの財産管理や日常生活における様々な契約などを支援する制度で、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

類型	法定後見制度 (判断能力が不十分な人)			任意後見制度 (判断能力のある人)
	後見	保佐	補助	
対象者	日常生活で判断能力が欠けている方	日常生活で判断能力が著しく不十分な方	日常生活で判断能力が不十分な方	判断能力がある方
支援者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人

制度利用の流れ



福祉サービス権利擁護支援室 「サポートとしま」とは



平成 15 年 4 月、福祉サービス利用者の権利擁護等を目的として、豊島区民社会福祉協議会内に福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」が設置されました。

「サポートとしま」は、福祉サービスの利用に関する相談や苦情対応、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度に関する相談や利用支援を行い、平成 19 年 9 月には東京都の事業に基づく「成年後見制度推進機関」に位置付けられました。

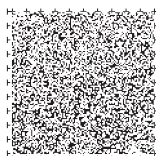
また、区民からの遺贈（寄付金）を活用した成年後見等開始審判申立費用助成事業の実施をはじめ、法人後見および法人後見監督事業、社会貢献型後見人（区民後見人）の養成および活躍支援等、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

さらに、令和 5 年度からは「豊島区権利擁護支援方針検討会議」や「豊島区成年後見等利用促進協議会」の事務局を担うとともに、地域連携ネットワークの中核を担う機関として、成年後見制度を含む権利擁護支援の促進を図っています。

今後は、障害福祉施設や障害福祉サービス事業所、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、そして「豊島区終活あんしんセンター」等とこれまで以上に連携を図り、個人の権利を侵害される恐れのあるかたの発見から支援の実施までをコーディネートし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。



豊島区役所東池袋分庁舎 4 階にある「サポートとしま」の窓口



取組方針3 障害者虐待の早期発見・早期対応

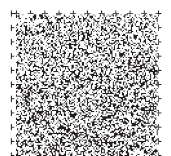
虐待については、未然に防止を図る広報・啓発活動と、虐待が発生した際の迅速かつ適切な対応が求められます。本区では障害者虐待防止センターを中心に、虐待を未然に防止するため、一般区民向けや事業所向けに講演会等を行い、障害者虐待に関する知識や理解の普及に取り組んでいます。

また、虐待が発生した場合の早期対応として、ご本人の安全を第一に考慮しながら家庭や事業所等に訪問し、弁護士などによる専門的助言を得ながら、関係機関と連携し、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

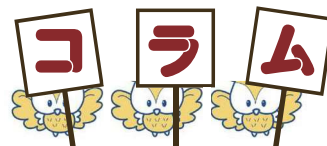
令和4年度からは区に児童相談所が設置され、子どもの権利の擁護と虐待対策の取組みを推進しています。

〈主な取組み事業〉

- 相談・通報窓口の周知
- 障害者虐待防止センターの運営
- 専門相談の実施
- 障害者の虐待防止に関する啓発
- 児童相談所における児童虐待通告などの受理



障害者虐待防止センターについて



本区では、障害者虐待に関する通報や相談の窓口として、豊島区立心身障害者福祉センター内に「障害者虐待防止センター」を設置しています。

障害者虐待を受けたり、また、障害者虐待を受けた疑いのあるかたを発見したら、当センターにご相談ください。連絡者の情報は守られます。



<障害者虐待の具体例>

身体的虐待

- ・ 叩く、殴る、蹴るなどの身体的暴行
- ・ 無理やり食べ物を口に入れる、不要な薬を飲ませる
- ・ 縛りつける、閉じ込める など

性的虐待

- ・ 性的な行為や接触を強要する
- ・ 本人の前でわいせつな会話をする
- ・ 性的な映像の視聴を強要するなど

心理的虐待

- ・ 怒鳴る、ののしる
- ・ 威嚇する、脅迫する
- ・ 嫌がらせをする
- ・ 無視をする など

放棄・放置

- ・ 食事や水分を与えない
- ・ 入浴や着替え、排せつなど必要な介護をしない
- ・ 必要な受診や介護を受けさせない
- ・ 他の同居人や利用者による虐待を放置する、など

経済的虐待

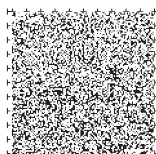
- ・ 本人の年金や賃金を渡さない
- ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない など

豊島区障害者虐待防止センター（豊島区立心身障害者福祉センター内）

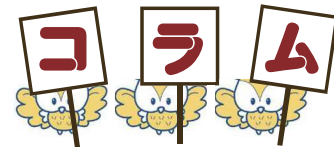
電話：03-3953-2870

FAX：03-3953-9441

メールアドレス：A0015702 @ city.toshima.lg.jp



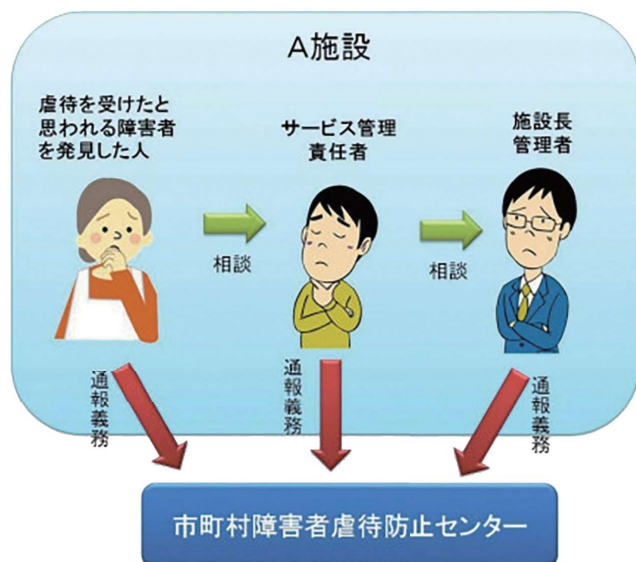
障害福祉サービス事業所における虐待等防止 および身体拘束の適正化の義務付け



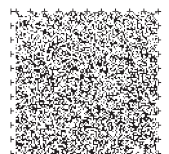
令和3年度制度改正に伴う運営基準の見直しにより、虐待防止の更なる推進と身体拘束等の適正化の推進のため、障害福祉サービス等事業所において、以下の取組みが令和4年度から義務化されました。

★義務化された項目★

- ・虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ・従業者への定期的な虐待防止研修の実施
- ・虐待の防止等のための責任者の設置
- ・身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・従業者への定期的な身体拘束等の適正化についての研修の実施



厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より



取組方針4 障害を理由とする差別解消に向けた取組みの推進

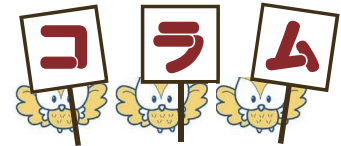
共生社会の実現のためには、障害に対する理解を深めることが重要であり、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を区民の中に広げていくことが大切です。

障害のあるかたがあらゆる機会で見られることがないよう、引き続き障害者差別解消法の周知と啓発を図ります。

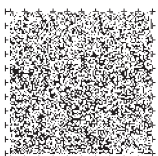
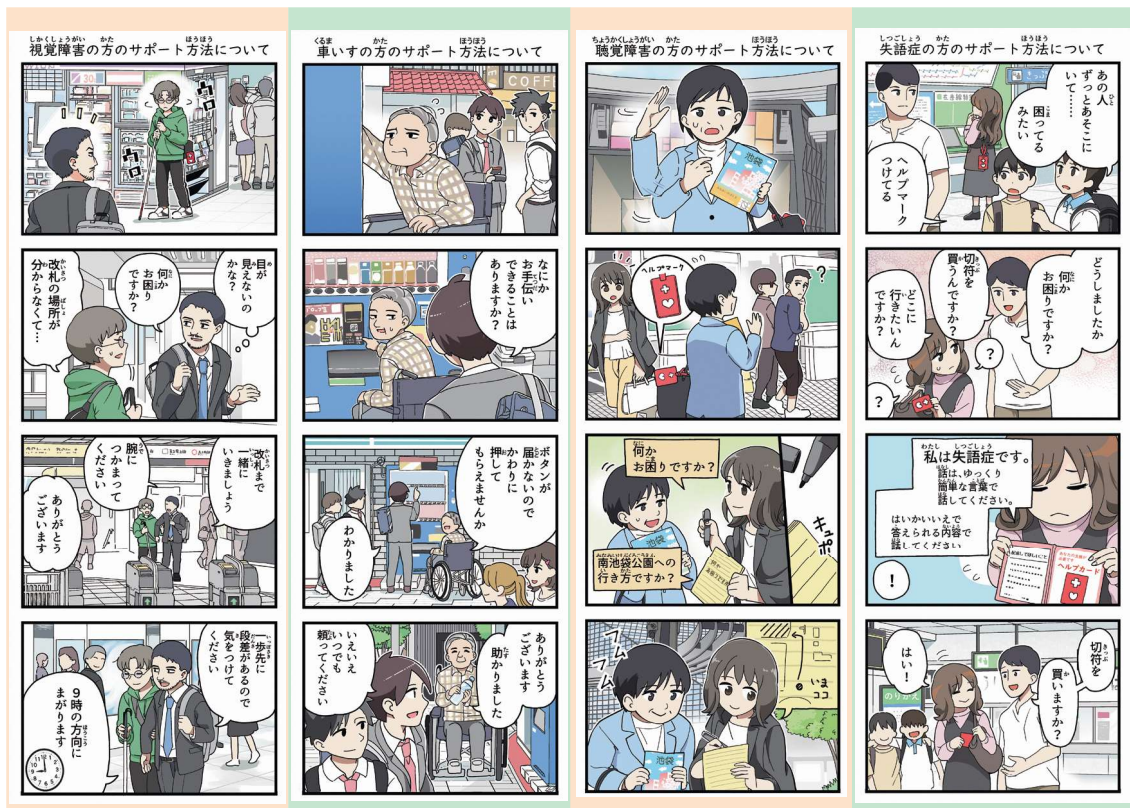
〈主な取組み事業〉

- 区民向けの障害者差別解消のためのパンフレットの作成
- イエローリボンの周知
- 区職員向け e-ラーニングの実施
- 区職員向けイエローリボン通信などの発行

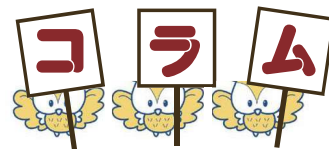
障害種別ごとの4コマ漫画



トキワ荘の隣にある紫雲荘にて、紫雲荘活用プロジェクトの2期生として活躍されている梶川岳さんに障害のあるかたへのサポート方法の4コマ漫画を障害種別ごとに作成していただきました。



豊島区手話言語の普及および障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例とは



本区では、手話が言語であることへの理解を広め、障害のあるかたもないかたもお互いに理解し合うための多様な意思疎通手段を使えるよう、進めていく条例が平成31年4月にできました。

笑顔がつながる意思疎通！



条例がめざす姿は

共に支え合い、

安心して暮らすことのできる

社会を目指して

基本となる考え方は以下の2点です。

その1

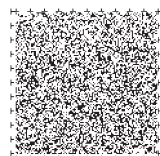
手話は長い間大切につかわれてきたことばです。

そのことを大事に、手話に対する理解を深めていきます。

その2

障害のあるかたもないかたも、お互いを理解しあうために、

いろいろな意思疎通手段を使えるよう進めていきます。



7.

保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上

目指すべき姿

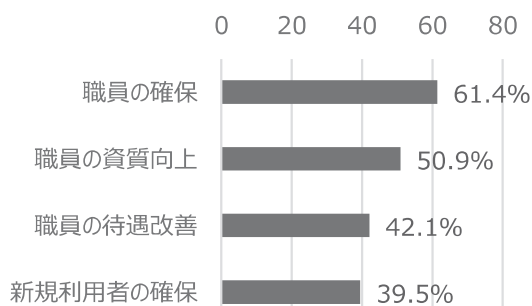
民間事業所や区職員の障害福祉専門職などの充実・レベルアップに継続的に取り組み、計画的な指導検査を実施することで、質の高い障害福祉サービスの提供を図ります。

【現状と課題】

令和4年度の事業所向けアンケート調査の中で、事業所運営上の課題をみると、「職員の確保」が最も多く、次いで「職員の資質向上」、3番目に「職員の待遇改善」の順になっています。

ほとんどの事業所において、保健福祉人材の確保・育成が非常に大きな課題となっていることが読み取れます。

＜事業所運営上の課題＞（上位4つ）



取組方針1 障害福祉サービスの質の向上に向けた取組み

障害のあるかたが安心して障害福祉サービスを利用するためには、十分な情報と、サービスの質が確保されていることが重要です。

区民や民間事業所に向け、一人ひとりに合った適切な障害福祉サービスの提供ができるよう、事業所間の連携支援を進め、地域における資源の有効活用を図ります。

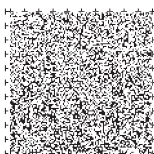
また、事業所における障害福祉サービスの多様化・複雑化に対応するため、必要とされる専門性を高めるための施策を展開していきます。

〈主な取組み事業〉

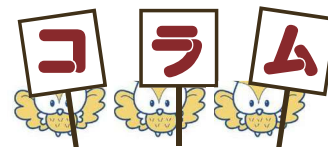
- 障害者通所施設に対する第三者評価受審勧奨
- 東京都福祉サービス第三者評価ロゴマークによる普及・啓発
- 障害福祉サービス事業所連絡会
- 指定相談支援事業所への講演会開催
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- 専門人材育成のための研修費用助成事業
- 専門人材確保のための区内障害福祉施設における大学生などの実習支援



※ 東京都の承認を得て掲載しています。
2 福保指指第 599 号



専門人材育成のための研修費用助成事業



令和5年度より、区内の障害福祉サービス事業所等に従事している職員の専門性を高めるため、以下の研修の受講料等の一部を助成しています。

① 喀痰吸引等研修

吸引器を使って口や鼻などから痰を吸引し、取り除く技術を習得するための研修。



② 強度行動障害支援者養成研修

強度行動障害のあるかたに、適切な支援ができる人材を育成するための研修。



③ 同行援護従業者養成研修

視覚障害によって一人では移動することが困難なかたに同行をし、移動に必要な情報をサポートしながら外出の援助を行うための研修。

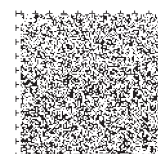


取組方針2 計画的な指導検査の実施

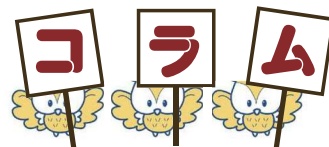
障害福祉サービス事業所に対して、区の専管組織による計画的な実地指導および集団指導を実施します。事業運営の適正化と透明性を確保するため、必要な助言・指導を行い、利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供と質の向上につなげます。

〈主な取組み事業〉

- 区の専管組織による計画的な障害福祉サービス事業所への指導検査の実施



障害福祉サービス事業所への指導検査



本区は令和2年9月から区内の障害福祉サービス事業所を対象に「指導検査」を行っています。

< 目的 >

指導検査は、法令等で定める最低基準および指定基準等が守られているかを確認し、必要に応じて助言、指導、是正を行うことで、サービス内容の質の確保と給付費等の支給の適正化を図ります。



< 実施方法 >

指導検査の実施方法には実地指導と集団指導があります。

実地指導は、事業所におもむき、関係書類を閲覧し、関係者から面談をする方式です。

集団指導は、事業所連絡会等の機会を活用し、説明等を行う方式です。

取組方針3 障害福祉サービスなどに係る研修等の活用

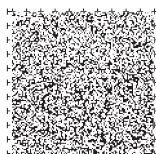
区職員が、より適切な障害福祉サービスの提供ができるよう、都や特別区で実施する障害福祉サービスなどに係る研修や障害者総合支援法の具体的内容を理解するための研修に積極的に参加します。

また、コミュニティソーシャルワーカー体験研修や豊島区民社会福祉協議会との派遣交流などを通じて、区職員が現場対応力の向上を図ります。

併せて、国の調査、研究資料を積極的に活用し、本区の施策へ反映できるようにしていきます。

<主な取組み事業>

- 都および特別区で開催する研修への参加
- 調査・研究の推進



8. 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

目指すべき姿

災害時に障害のあるかたに必要な支援や配慮が提供できるよう、災害時要援護者名簿や避難場所の整備のほか、地域や障害福祉サービス事業所と連携した安否確認作業の実施、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めていきます。

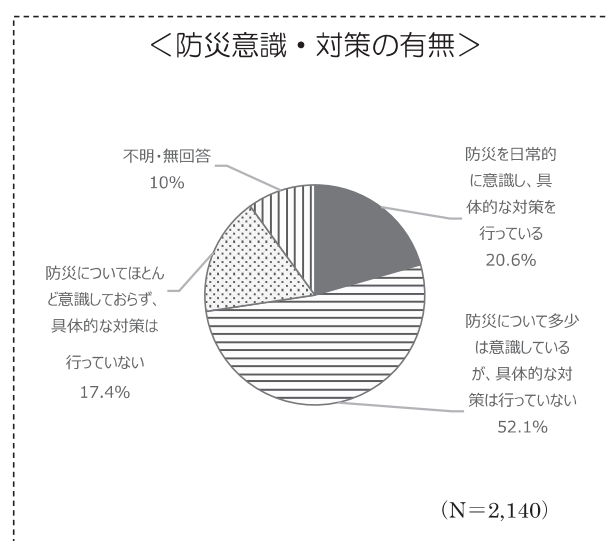
また、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際においても、サービスの提供が滞ることのないよう、必要な対策を進めていきます。

【現状と課題】

近年、地震や水害などの自然災害に加え、大規模な感染症などの流行にみまわれるなど、より多様な災害に対する備えを充実していくことが求められています。

令和4年度のアンケート調査の中で、災害時の対策についての質問では、「具体的な対策は行っていない」というかたが7割と、非常に多くなっている現状があります。

そのため、災害時の体制の充実を図るとともに、区民への適切な情報提供が求められています。



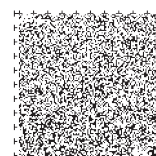
取組方針1 防災対策を通じた地域づくり

災害に備え、地域の見守り活動の促進や連携のネットワークづくりを進めていくことが重要です。そのため、障害のあるかたへの理解の促進や啓発活動を進め、災害発生後72時間が勝負と言われている安否の確認体制を構築するとともに、必要な支援が行き届くよう体制の整備を進めていきます。

また、地域における防災訓練を通して行政・事業者・区民の災害時の連携を図ります。

〈主な取組み事業〉

- 地域における防災訓練への参加促進
- 災害時要援護者への支援体制の整備
- 災害バンダナの配布
- 障害者防災の手引きの活用
- 安全・安心メールの発信
- 高次脳機能障害のかたや支援者に災害時に関するリーフレット（東京都）の配布
※当事者への内容に加え、支援者に知ってほしい情報提供の方法なども載っています。
- 障害福祉サービス事業所における業務継続計画（BCP）の策定



要配慮者の安否確認の方法



要配慮者とは？

要配慮者とは、発災時の避難行動、発災後の生活などにおいて、特に配慮を要するかたのことです。本区では防災対策基本条例により、要配慮者のうち、災害時に特に援護が必要なかた、避難行動に特に支援が必要なかたを次のように定めています。

- **災害時要援護者** …… 主として高齢者、障害者など、災害が発生した時に特に援護を要する者
- **避難行動要支援者** …… 災害が発生した時に自ら避難することが困難な者

要配慮者の安否確認方法

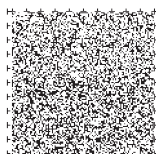
震度6弱以上の地震が発生した際に救援センター、介護事業所、障害福祉サービス事業所の間で連携をし、安否確認を行います。

各事業所で利用者の安否確認を実施し、区災害対策福祉部が情報を集約します。安否が確認できていないかたに関しては、区災害対策福祉部から地域ごとにある救援センターに再調査の指示を行い、安否未確認者の確認につなげます。

～高田地域の避難行動要支援者に対する基礎調査を行いました～

神田川のある高田地域において実際に個別避難計画を作成するにあたり、避難行動要支援者一人ひとりの生活状況等を把握するため、令和5年度に以下のとおり基礎調査を実施しました。

- ① 調査名称 令和5年度 豊島区避難行動要支援者の避難支援に関する調査
- ② 対象者 高田1丁目・2丁目・3丁目に在住する避難行動要支援者
- ③ 調査方法 郵送
- ④ 調査期間 令和5年9月6日(水)～令和5年10月12日(木)



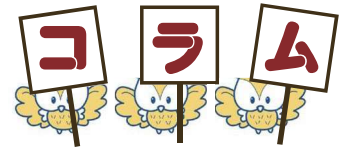
取組方針2 福祉救援センターの開設

大きな地震などの災害時には、救援センターが避難先となりますが、障害の特性により救援センターでの生活が困難なかたに向けて、福祉救援センターを二次避難所として開設します。医療的ケアや重度心身障害などの障害のあるかたなどで避難が必要なかたに向けて、災害対策本部との情報を共有しながら、福祉救援センターでの受入れ体制を整備していきます。

〈主な取組み事業〉

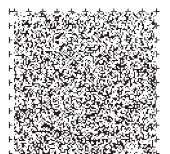
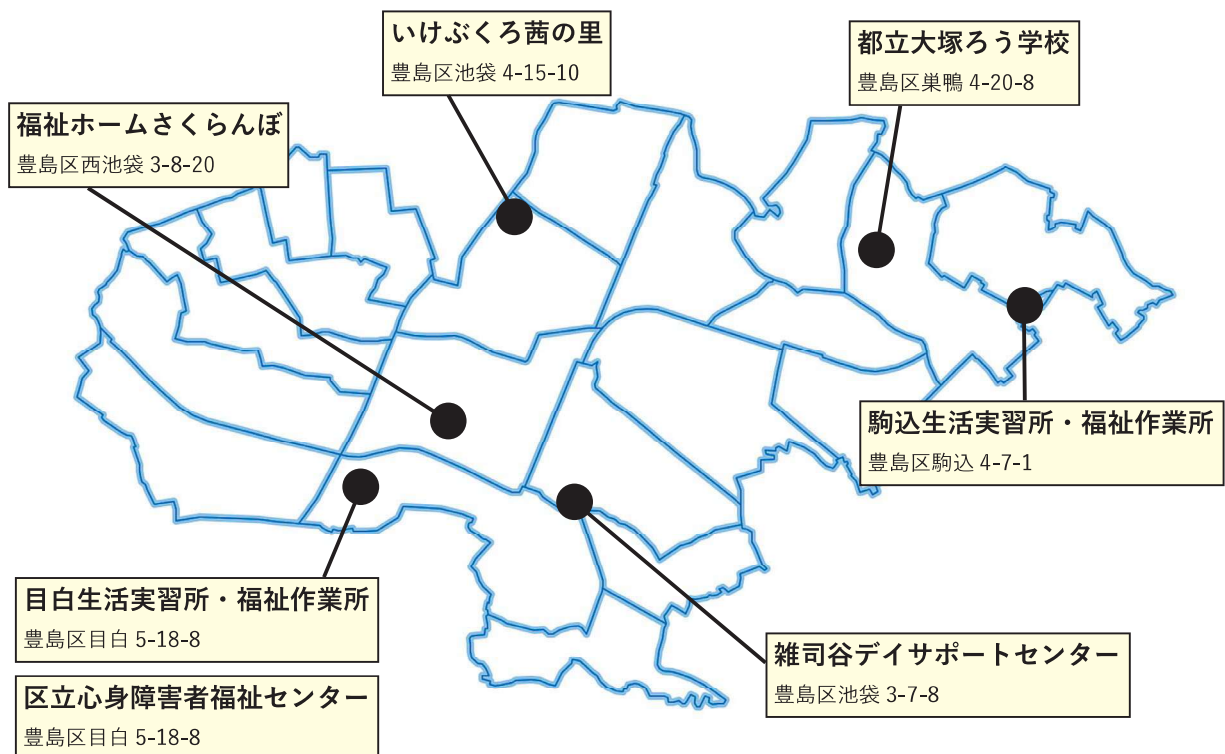
- 福祉救援センターの整備・訓練・周知・運営（備蓄）

福祉救援センターとは

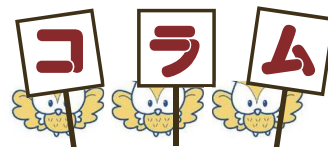


特別な設備等がなければ生活が困難な避難行動要支援者等のうち、障害のあるかたのための救援センターが福祉救援センター（通所型）です。例えば、豊島区立心身障害者福祉センター、生活実習所、福祉作業所等がそれにあたります。

災害時には小学校等に設置される救援センターとは別に、支援や配慮が必要なかたが二次的に避難する場所となります。



福祉救援センターでの無線訓練



福祉救援センターの円滑な運営のためには、区と区内の福祉救援センターが普段から連携を強化していく必要があります。そのため、本区では区内の福祉救援センターに配置している防災無線を使用し、災害時を想定した通信訓練を行っています。災害時には、この防災無線を使用して本部に各福祉救援センターの被害状況や避難者の状況などを報告します。



福祉救援センターでの無線訓練の様子



防災無線

取組方針3 感染症などへの対応

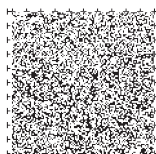
新型コロナウイルスなどの各種感染症に適切に対応するため、障害福祉サービス事業所をはじめとした関係機関の感染症対策を進め、障害のあるかたへのサービス提供や支援が途切れることのないよう、国や都の方針に基づき、適切に継続した事業運営ができるような体制づくりを進めていきます。

〈主な取組み事業〉

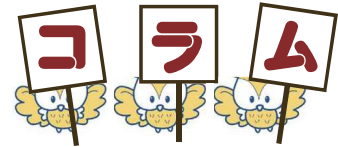
○ 遠隔手話通訳のご案内

※東京都で実施しているサービスです。

○ マスクができないかたへの支援



感染対策のための マスクが着用できないかたへの配慮



感染症等の拡大防止としてマスクの着用が推奨される中、障害特性によりマスクの着用が難しいかたへの理解が進んでいないのが現状です。

そこで、障害福祉課ではマスクを着用することができないことを表示するバッジを作成し、障害福祉課の窓口や豊島区立心身障害者福祉センターで無料で配布しています。



目白生活実習所・福祉作業所
(メジロック) にデザインを依頼

